

水道事業の広域化に係る支援策案について

令和 8 年10月19日

総務省自治財政局公営企業経営室

資料の構成

- R8年度の研究会のスケジュール（予定）
- 中核事業体のインセンティブに関する支援について
- 広域化に係るソフト経費に対する支援について
- 料金統一の影響緩和策に対する支援について

R8年度「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」スケジュール（予定）

- R8年度の本研究会は、引き続き上下水道事業に係る広域化等の議論を進めていくことを予定
 ➤ 具体的な論点としては、水道事業における「中核事業体に対するインセンティブ」等を予定。

テーマ		上下水道事業の経営広域化等
R7	1	研究会⑩【R7年における主な議論（まとめ）】 ※書面開催
	2	〔 中核事業体へのアンケート等の実施 （水道の広域化に対する認識、必要な支援等） 〕
	3	
R8	4	
	5	
	6	
	7	
	8 / 6	研究会⑪【アンケート概要説明、中核事業体に対するインセンティブの方向性等】
	8	〔 都道府県へのヒアリング等の実施 （水道の広域化に対する認識、必要な支援等） 〕
	9	〔 広域化実施団体への追加調査 〕
	10	10/19 研究会⑫【水道の広域化・下水道の老朽化対策への支援の方向性、分散型システムの実証状況】
	11～12	研究会⑬【R8の議論のとりまとめ】
	12末	R9年度地方財政対策公表
	1	

① 中核事業体のインセンティブに関する支援について

中核事業体のインセンティブに関する支援について

【事業体への調査結果や研究会における議論等】

- 中核事業体にとっては、**広域化に伴う施設整備だけでなく、施設・管路等の更新や耐震化、不要な施設の除却に対する支援をインセンティブ**と捉えるとともに、自事業体のみではなく、**全事業体への支援も必要と考えている（耐震化が進んでいないなど、将来的に他の事業体が抱える負担を、中核事業体が背負うことになる：デイスインセンティブ）**。

※ 「中核事業体」とは、広域化を行う圏域において、給水人口等から判断して、広域化の中核を担う事業体

第11回研究会における議論

- ・ 施設の統廃合のほかに、既存施設の更新事業に対する補助があると、大規模浄水場などの手を付けられなかった事業が進み、中核団体にとってもインセンティブ。
- ・ 中核都市にとっては、住民との関係から、周辺団体の支援を第一にすることは困難。将来の統合などにより、過重な負担を引き受けることがないような、地方財政措置上の配慮が必要。

【現行の財政支援措置】

- 事業体にとって、**最もわかり易いインセンティブは国庫補助**であるところ、国土交通省の「**水道広域連携推進事業（R8新設）**」は、幅広い経費を補助対象としており、**地方負担には地方財政措置（広域化債）**が行われている。



⇒ 中核事業体に対する広域化のインセンティブとして、**施設の耐震化や除却などの地方単独事業に関する部分についての支援を充実してはどうか。**

水道広域連携推進事業と地方財政措置（広域化債）

要件等		水道広域連携推進事業(R8新設) (個別補助・交付金)	現行の地方財政措置（広域化債）	
			国庫補助事業 (補助裏)	地方単独事業
計画上の位置づけ		水道基盤強化計画 (R12まで広域化プランも可)		水道基盤強化計画 (R12まで広域化プランも可)
補助率／繰出割合		1/3	1/2繰出、交付税措置60%	
市町村数		2以上	左記に同じ	2以上
給水人口（広域化後）		10万人以上 ※1	左記に同じ	－
広域化の 類型	事業統合、経営の一体化	○	左記に同じ	○
	施設の共同化（ハード）	×	左記に同じ	○
	管理の一体化（ソフト）	×	左記に同じ	○
その他要件等		・資本単価要件なし ・事業期間は10年間(R22までの時限措置) ・事業開始後5年以内に事業統合又は経営の一体化を実現 等		事業期間等の要件無し
対象 経費	統合浄水場等の整備	○	○	○
	集中監視設備の整備	○	○	○
	連絡管等の整備	○	○	○
	事務関係システムの統合	○	○	○
	広域化に伴う施設の除却	○	○	× ※2
	圏域内の施設の耐震化	○	○	×

※1 給水人口1万人未満の水道事業又は簡易水道事業を含む場合は、計画区域内の給水人口が5万人以上。

※2 既存施設を除去しなければ新設等ができない場合は対象。それ以外は、統合により特別会計やセグメントを廃止する場合は公営企業経営改善特例債を活用可能。

【検討①】中核事業体のインセンティブに関する支援について

- ✓ 施設・管路の耐震化や不要な施設の除却は、小規模事業体だけでなく、中核事業体においてもニーズがある。
- ✓ 施設・管路の耐震化は、特に小規模団体において取組が進んでおらず、統合後も必要な施設については、統合した事業体全体に対する将来的な負担となる。
- ⇒ （現在広域化債の対象となっていない）地方単独事業として行う施設・管路の耐震化や除却への支援拡充は、中核事業体にとっては、広域化後も必要な自団体の施設の耐震化を図ることができるだけでなく、小規模団体を含む、他団体の耐震化にも財政措置が活用できることで、将来の負担軽減も図ることができる。
- ⇒ 一方で、独立採算の原則の下で、基本的に料金収入で賄うこととしてきた水道事業に関するこれまでの地方財政措置の考え方を踏まえて、支援のあり方を検討すべき。

【検討いただきたい論点】

- 広域化を推進するために、施設の耐震化を支援する場合、単なる耐震化や更新とどのように線引きを行うべきか。また、支援を行う年限（広域化前後●年間で行うものに限定するなど）をどのように考えるべきか。
- 水道の管路の耐震化については、独立採算の原則の下で、「水道管路耐震化事業」において、上積事業費に対する支援を行っていることを踏まえて、どのような支援とするべきか。
- 「広域化に伴い不要となる施設」を除却しない場合、広域化を推進する上でどの程度の障害となるか。
- 事業統合から管理の一体化まで、多様な広域化の形態がある中で、施設の耐震化や除却については、どの形態において特に必要となる支援か。国において広域化の目指すべき形態を整理した上で、支援を限定するべきか。

【参考】水道管路耐震化事業

- 水道管路耐震化事業について、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するため、**大規模管路等の耐震化事業に対する地方財政措置を拡充**するとともに、**令和12年度まで延長**

【対象事業者】 **当該年度前5年度内**に経営戦略を**策定又は改定**している末端給水事業者・用水供給事業者

【対象経費】 対象事業者が実施する水道管路の耐震化※に要する経費

※ 対象となる管種は、国庫補助(水道管路緊急改善事業、水道管路強靱化推進事業又は重要水道管路更新事業)で対象とされている管種

【地方財政措置の概要】 <国庫補助事業及び地方単独事業が対象>

- 基準管路耐震化事業費(以下の①又は②のいずれか低い方)に上積みして実施する事業費(上積事業費)の1/4(一般対策分)、又は1/2(特別対策分)を限度として、一般会計からの出資の対象とする。

①令和2～4年度の平均管路耐震化事業費

②有収水量1m³当たり標準事業費(52円)に当該団体の令和2～4年度の平均有収水量を乗じて得た事業費

※用水供給事業者については、①を基準管路耐震化事業費とする。

<特別対策分の対象要件>

前々年度における家庭用料金(13mm・20m³)が全国平均以上かつ、有収水量1m³当たり資本費が全国平均以上

- **事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の耐震化事業については、一般対策分又は特別対策分と分けて上積事業費を積算(基準管路耐震化事業費は上記①により積算)し、その1/2を限度として、一般会計からの出資の対象とする(重点対策分)。**

<事故発生時に社会的影響が大きい管路>

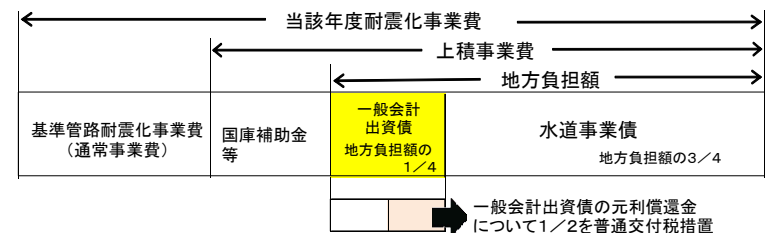
多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路として、口径800mm以上の管路、緊急輸送道路・重要物流道路・軌道・河川・海・湖の下に埋設またはこれらを横断している管路

- 当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置(1/2)を講ずる。

【事業期間】 令和8年度～**令和12年度**

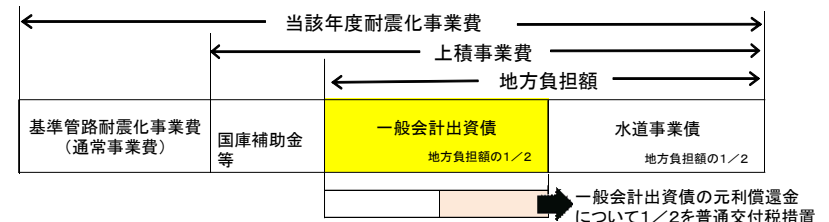
一般対策分

※補助対象の場合のイメージ



特別対策分

【R8新規】重点対策分

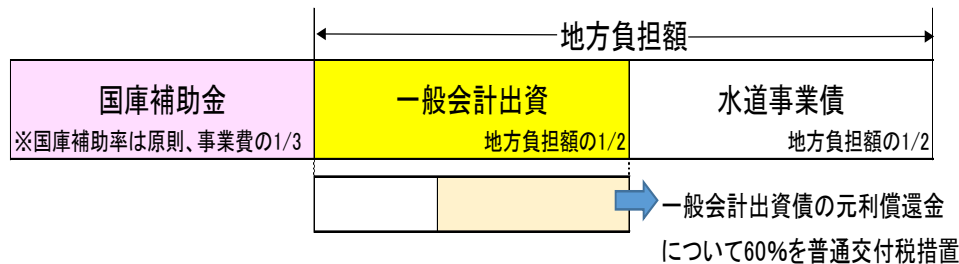


【参考】水道広域化に関する事業に係る地方財政措置（広域化債）

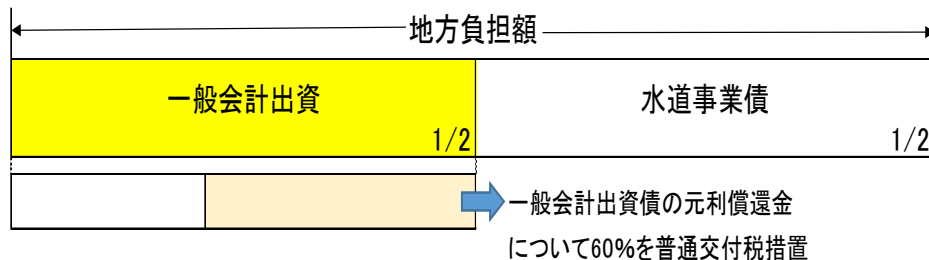
【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道基盤強化計画」（令和12年度までは「水道広域化推進プラン」でも可）に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの。

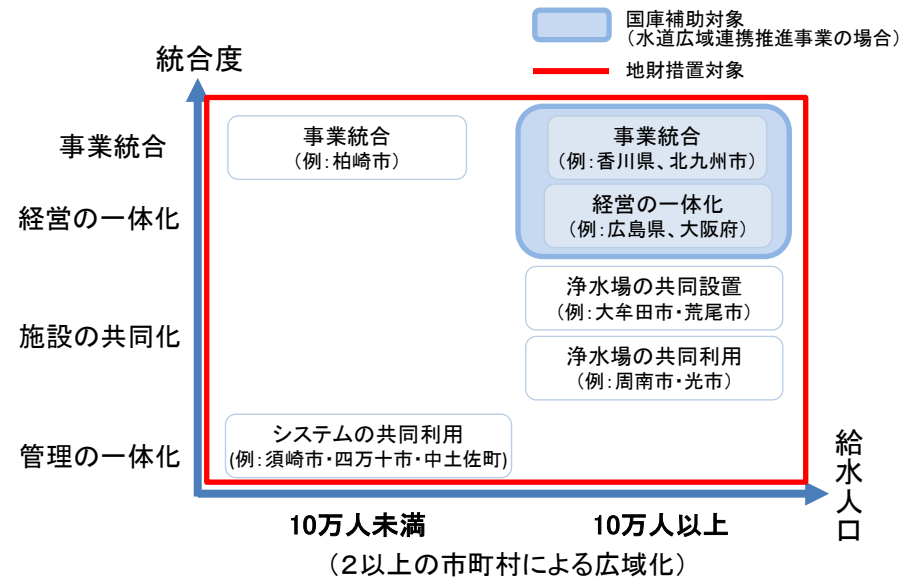
（国庫補助対象事業）



（地方単独事業）



（地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図）



② 広域化に係るソフト経費に対する支援について

【検討②】広域化に係るソフト経費に対する支援について

【事業体への調査結果や研究会における議論等】

- 広域化に係るハード整備支援は、国庫補助を中心に充実している一方で、都道府県や中核事業体が行う広域化に係るソフト経費の財政需要もあり、支援を求める声がある。
- ハード整備支援以外で、水道の広域化を加速させるために必要な支援として具体的にあがるものは、「都道府県による支援」、「事務的経費に対する財政的支援」、「経営の一体化の検討・業務推進のための人的支援」。
- 小規模事業体においては、人力的余力がなく、広域化（特に、施設の最適配置）の議論の前提となるアセットマネジメントが十分にできていない。

第11回研究会における議論

- ・ ハード以外の財政支援として、アセットマネジメントや施設評価、ダウンサイジングに係る技術的な計画策定等への支援が必要。
- ・ 調査・基本計画・再編計画・合意形成に至るまでの費用への財政支援が必要。
- ・ 総務省が制度を作るものもあれば、都道府県が独自に行うものに対しての支援というやり方もあるか。
- ・ 小規模事業体に自前でアセットマネジメントをさせる必要はなく、ノウハウのある大規模事業体への委託を検討すべき。

⇒ ソフト経費に対する支援については、水道基盤強化計画策定に係る財政支援や、水道の広域化に関する国のモデル事業、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」等の既存の支援があることを踏まえて、どのような支援を拡充すべきかを検討する必要があるか。

【検討いただきたい論点】

- 支援を行う年限をどのように考えるべきか。広域化の取組を加速化させる意味では、支援の期限を設けるべきか。
- 広域化の場合でも、独立採算の原則の下で、料金収入で行うべきものと地方財政措置を行うべきものとどのような線引きが考えられるか。

③ 料金統一の影響緩和策に対する支援について

広域化後の水道料金について

- これまでの広域化（事業運営の一体化）では、「事業統合」が選択された事例が多く、今後、複数の事業体において、料金統一が目指されている。
- 過去の事業統合においては、料金統一を行う際に、**住民負担の増加に配慮して影響緩和策が講じられた事例がある。**

統合 年次	事業体名	連携 形態	広域連携後の水道料金について
H26.4	岩手中部 水道企業団	事業 統合	・平成30年度までを料金算定期間とし、平成30年度に水道料金を統一
H28.4	秩父広域 市町村圏組合	事業 統合	・令和3年4月に水道料金を統一
H28.4 R2.4	群馬東部 水道企業団	事業 統合	・令和5年4月に水道料金を統一（ただし、令和8年5月まで激変緩和措置（差額を毎年1/4 ずつ段階的に引き上げあり））
H29.4 ～	大阪広域 水道企業団	経営の 一体化	・統合時は、事業ごとに水道料金を区分（豊能・能勢町域については令和6年4月の事業 統合により水道料金を統一）。
H30.4	香川県広域 水道企業団	事業 統合	・令和2年度に料金システムなどを統一 ・令和10年度に水道料金を統一予定
H31.4	かずさ水道 広域連合企業団	事業 統合	・令和11年度に水道料金を統一することを目標
H31.4 R5.4	田川広域 水道企業団	事業 統合	・令和5年4月に水道料金を統一（ただし、新料金が令和5年3月以前の料金を上回る場合 は5年間、料金を据置）
R2.4	佐賀西部広域水 道企業団	事業 統合	・令和8年4月に水道料金を統一（ただし、令和8・9年度は激変緩和措置あり）
R5.4	広島県水道 広域連合企業団	経営の 一体化	・統合時は、事業ごとに水道料金を区分（料金統一は、将来的な課題）
R7.4	奈良県広域 水道企業団	事業 統合	・令和7年4月に水道料金を統一（ただし、新料金が統合前の料金を上回らないよう経過措 置あり）

【検討③】料金統一に対する支援について

【事業体への調査結果や研究会における議論等】

- 「経営の一体化」と比べて、料金統一を行う「事業統合」の方が、**経営の安定化効果が高く、資産管理の合理化等が図られやすい**と考えられるが、**職員配置や建設投資の効率化などの効果は両者に大きな違いはない**とされている。
- 一方、中核事業体へのアンケートでは、事業運営の一体化における**望ましい形態**として、最終的には「**事業統合**」が**望ましい**と考えている団体が一定数存在しており、「**料金統一により料金が上昇**」に対する懸念や「**料金統一の影響を緩和させるための支援**」を求める声がある。

第11回研究会における議論

- ・ 事業統合になると料金を統一しないといけないため、最後のハードルが非常に高い。
- ・ 料金統一に際しての激変緩和に対する財政支援も考えていく必要がある。

⇒ 料金統一に対する支援については、これまでの事例の中で講じられた影響緩和策などを踏まえて様々な方策が考えられるが、独立採算の原則がある公営企業において、**料金収入そのものに対する公費による支援**は、その**必要性や理屈・手法について慎重に検討する必要**。

【検討いただきたい論点】

- **料金統一を行う「事業統合」は、「経営の一体化」と比較して、経営の安定化効果が高く、資産管理の合理化等が図られやすい**といったこと以外に、どのような効果（費用削減効果等）が期待できるか。
- **料金統一の実現にあたり、国や広域化対象団体の一般会計からの支援以外に、都道府県による関与・支援も考えられないか。**
- **先行事例の紹介など財政支援によらない支援策は考えられないか。**